

# 長野県千曲市キャラクター「あん姫」

## 使用マニュアル



千曲市キャラクター  
**あん姫**

千曲市秘書広報課

# 目次

1. 使用条件…………… 1
2. 申請手続きについて…………… 3
3. デザインについて…………… 7
4. 不適当な使用方法…………… 23
5. あん姫デザイン申請Q&A…… 25



## 千曲市キャラクター「あん姫」プロフィール

- 住 所:長野県千曲市
- 誕生日:あんずの花が咲くころ(らしい)
- 性 別:女の子
- 年 齢:不明
- 性 格:いつもにこにこ笑顔

# はじめに

千曲市キャラクター「あん姫」(※以下「あん姫」といいます)は、千曲市のPRを目的としたキャラクターです。

使用の際には、「千曲市キャラクター『あん姫』のデザイン使用に関する要綱」に基づき、事前に千曲市に申請し、承認を得ることが必要です。

※「あん姫」は千曲市で商標登録しています。無断で商用利用することはできません。

# 1. 使用条件

## ● 公益目的(非営利)での主な使用条件

公益目的(非営利)の場合、以下に該当しなければ、デザインを使用できます。

- ① 法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ② 市の信用若しくは品位を傷つけ、またはそのおそれがあると認められるとき。(市または「あん姫」のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。)
- ③ 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ④ 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- ⑤ 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ⑥ キャラクター等を要綱第7条に規定する事項に基づき使用せず、または使用しないおそれがあると認められるとき。(手引き 23 ページ「4. 不適当な使用方法」に該当するとき。「あん姫」のデザインは顔などの部分使用も可能となっております。事前にご相談ください。)
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に定める営業を行う者が使用し、若しくはこれらの者がキャラクター等を用いた物品等を販売し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ⑧ その他、市長がデザインの使用について不適当と認めるとき。

### 公益目的(非営利)使用の特例

次のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、市の承認を得なくてもデザインを使用することができます。

- ① 市の関係機関等が使用するとき。
- ② 学校等が教育の目的で使用するとき。
- ③ 区・自治会等の住民組織が地域活動において使用するとき。
- ④ 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ⑤ 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- ⑥ その他、市長が使用について適当と認めたとき。

※「千曲市キャラクター『あん姫』」の表記は必要です(⇒3 ページ)

※「図柄の変更をする」場合は以下の場合です。必ず申請書を出してください。

①あん姫のイラストの一部が切れている場合

②あん姫のイラストの一部に他のイラストが被さる場合

## ● 営利目的での主な使用条件

公益目的(非営利)の場合の使用条件に加えて、下記の条件を満たせば、デザインを使用することができます。

- ・特定の企業や商品を推奨するものでないこと。  
(⇒23 ページ)

## ● 市の業務として使用する際の留意事項

市の業務においてデザインを使用するにあたっては、要綱第4条に該当する限り申請の必要はありませんが、要綱第5条第8号において、「(略)市長が使用について不適当と認めたとき」にはデザイン使用の承認が得られないこととされていますので、当該業務の担当部署において、下記を参考にデザイン使用の可否を判断いただくとともに、可否判断が難しい場合には、秘書広報課に協議のうえ当該部署において個別に決裁を仰ぐようにしてください。

### 【使用可】

- ① イベントやおまつりなどのポスターやチラシ等
- ② 子ども向けの案内等
- ③ 対外的に千曲市をPRするためのパンフレット等

### 【使用不可】

- ① 戸籍謄抄本、住民票および税務証明、り災証明等の各種証明書
- ② 一般的にキャラクターデザインを使用することがふさわしくないもの

## 2. 申請手続きについて

☆「あん姫」を使用する際には、「千曲市キャラクター『あん姫』のデザイン  
使用に関する要綱」に基づき、事前に千曲市に申請し、承認を得ること  
が必要です。

● 申請には、下記の書類等が必要です。

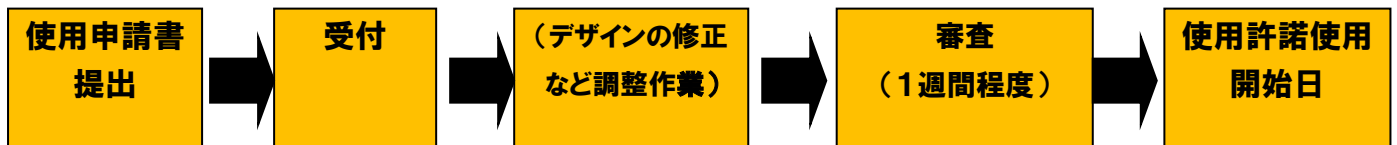
①	使用申請書 ※使用申請書は千曲市ホームページ からダウンロードしてください。	②	企画の概要書(任意書式)
③	商品等の見本	④	会社または団体の概要書

● 申請書等の提出先・提出方法(郵送または持参してください。)

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地  
千曲市 秘書広報課 広報広聴係  
TEL:026-273-1111(内線 4202)

受付後の審査に1週間程度時間がかかります。

※修正等が必要な場合は、1週間以上かかることがあります。



※申請書類の記入方法等につきましてはお気軽にご相談ください。

※ デザインを使用する場合は、「千曲市キャラクター『あん姫』」の名称を必ず付けてください。

## ● 申請書に添付する「商品等の見本」について

商品(見本)の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、デザインをどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。

### 〈商品〉

どのような商品になるのか、具体的なイメージが分かるものを提出してください。  
(POP・タグ・台紙等についても申請時にまとめてデザイン提出をしてください。)

現物を提出できない場合には設計図面等を提出してください。

### 〈パッケージ〉

どこへ、どのような大きさ・色で使用するか明記の上、デザインを提出してください。  
(シール・ラベル等を食品に貼り付ける場合はシール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。)

### 〈チラシ・パンフレットなどの宣伝物〉

印刷物内のどこへ、どのような大きさ・色で使用するか明記の上、デザインを提出してください。

※完成した製品は、現物を 3 ページ「申請書等の提出先」へ郵送・持参してください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。

※ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。

## ● 使用に当たっての留意事項

- ①利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、千曲市は一切の責任を負いません。
- ②利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ③利用許諾は、千曲市が著作権を有する「あん姫」のデザインを使用することを許可するものであり、利用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者同様の申請を妨げるものではありません。

## 申請書の記入例

様式第1号（第4条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千曲市長 様

住 所（所在地）

**記載例**

申請者

千曲市〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇

氏 名（名称及び代表者名）

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用申請書

下記のとおり、キャラクター等を使用したいので申請します。

なお、千曲市キャラクター「あん姫」のデザイン使用に関する要綱（平成25年千曲市告示第90号）第5条第1項各号に該当すると認められたとき又は第9条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちに使用を中止することを誓約します。

### 記

使用対象物件	A-1、B-1
使用目的	千曲市キャラクターのPR
使用方法	〇〇〇〇に印刷して配布
使用期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
使用数・製作数	〇〇〇枚
連絡先	担当者名 〇〇 〇〇 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②申請者の概要
- ③その他参考資料

申請書と一緒に  
ご持参ください



## 変更申請書

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

千曲市長 様

住 所（所在地）

申請者

氏 名（名称及び代表者名）

### 千曲市キャラクター「あん姫」デザイン使用変更申請書

年 月 日付 第 号で承認を受けた千曲市キャラクターデザインの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、千曲市キャラクター「あん姫」のデザイン使用に関する要綱（平成25年千曲市告示第 号）第5条第1項各号に該当すると認められたとき又は第9条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちに使用を中止することを誓約します。

### 記

変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更理由	
連絡先	担当者名 住 所 電話番号

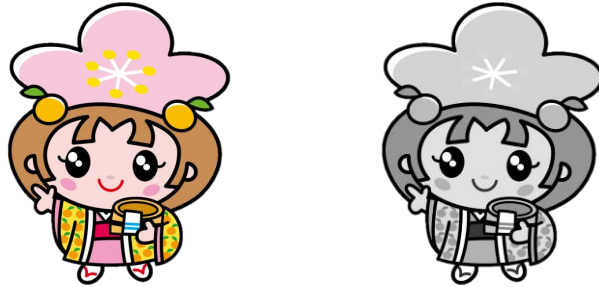
#### ※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②その他参考資料

### 3. デザインについて

- 「あん姫」の色は原則、色指定または単色(1色)の使用とします。

「あん姫」の色を変更することはできません。色指定通りか、単色(黒1色など)での利用となります。



色指定	カラー	グレースケール
花びら	M30	17.7%
めしべ	M10 Y100	25.0%
葉(頭上)	C60 M5 Y100	31.95%
実(頭上)	M30 Y100	28.7%
髪	C25 M50 Y70	44.7%
肌	M20 Y10	12.9%
瞳、桶留め具	K100	100%
頬	M50	29.5%
葉(着物の柄)	C75 M5 Y70	40.5%
実(着物の柄)	M50 Y100	40.5%
帯	M100 Y50	64.5%
羽織	M10 Y80	14.7%
着物	M50	29.5%
鼻緒、口	M100 Y100	70%
鼻	M20 Y10 K20	32.9%
桶内側	C20 M50 Y100	46.5%
手ぬぐい水色	C80 M5	26.95%
桶外側	M30 Y70	25.4%

● 「あん姫」のデザインは、「デザインシート」から希望するものを選んでご利用ください。(9～22 ページ)

※目鼻等の位置の変更、色の変更は行なうことができません。

※ポーズの変更、「あん姫」のデザインに文字や別のイラストを重ねる等は、原則として行なうことができません。ポーズの変更等を希望する場合は、必ず事前にご相談ください。

※木に焼印を入れる場合など、デザインシートのデザインをそのまま使用することが困難な場合は、事前にご相談ください。

# デザインシート「全身ポーズバリエーション」

		
基本形(正面)	基本形(背面)	ウインク(1)
A-1	A-2	A-3
		
ウインク(2)	ばんざい(1)	ばんざい(2)
A-4	A-5	A-6
		
手を下ろす(正面 1)	手を下ろす(正面 2)	手を下ろす(正面 3)
A-7	A-8	A-9


		
手を下ろす(左向き)	手を下ろす(右向き)	歩く(正面)
A-10	A-11	A-12
		
歩く(左向き)	歩く(右向き)	急ぐ(左向き)(1)
A-13	A-14	A-15
		
急ぐ(右向き)(1)	紹介する(右)	紹介する(左)
A-16	A-17	A-18







		
指さし(右)	指さし(左)	胸をはる
A-19	A-20	A-21
		
呼びかける	お願いする(1)	おどろく
A-22	A-23	A-24
		
応援する	断る	すわる(1)
A-25	A-26	A-27

		
すわる(2)	すわる(3)	すわる(背面)
A-28	A-29	A-30
		
すわる(4)	すわる(5)	すわる(6)
A-31	A-32	A-33
		
すわる(7)	すわる(8)	すわる(9)
A-34	A-35	A-36

		
<b>お願いする(2)</b>	<b>手を下ろす(正面 4)</b>	<b>あくび</b>
<b>A-37</b>	<b>A-38</b>	<b>A-39</b>
		
<b>ばんざい(3)</b>	<b>急ぐ(右向き)(2)</b>	<b>急ぐ(左向き)(2)</b>
<b>A-40</b>	<b>A-41</b>	<b>A-42</b>
		
<b>マスク</b>	<b>ソーシャルディスタンス</b>	<b>体温を測る</b>
<b>A-43</b>	<b>A-44</b>	<b>A-45</b>



		
<p><b>アルコール消毒</b></p>	<p><b>手洗い</b></p>	<p><b>うがい</b></p>
<p><b>A-46</b></p>	<p><b>A-47</b></p>	<p><b>A-48</b></p>
		
<p><b>注射</b></p>	<p><b>ハミガキ(1)</b></p>	<p><b>ハミガキ(2)</b></p>
<p><b>A-49</b></p>	<p><b>A-50</b></p>	<p><b>A-51</b></p>
		
<p><b>水分補給</b></p>	<p><b>毒きのこ(1)</b></p>	<p><b>毒きのこ(2)</b></p>
<p><b>A-52</b></p>	<p><b>A-53</b></p>	<p><b>A-54</b></p>

		
毒きのこ(3)	毒きのこ(4)	日陰で涼む
A-55	A-56	A-57
		
運動(1)	運動(2)	ボード(1)
A-58	A-59	A-60
		
ボード(2)	ハート(1)	ハート(2)
A-61	A-62	A-63

		
<p><b>赤ちゃんあやす(1)</b></p>	<p><b>赤ちゃんあやす(2)</b></p>	<p><b>赤ちゃんあやす(3)</b></p>
<p><b>A-64</b></p>	<p><b>A-65</b></p>	<p><b>A-66</b></p>
		
<p><b>赤ちゃんあやす(4)</b></p>	<p><b>赤ちゃんあやす(5)</b></p>	<p><b>唾液腺マッサージ</b></p>
<p><b>A-67</b></p>	<p><b>A-68</b></p>	<p><b>A-69</b></p>

# デザインシート「表情バリエーション」



ほほえむ

B-1



ウィンク

B-2



よろこぶ(1)

B-3



よろこぶ(2)

B-4



リラックス

B-5



おどろく

B-6



困る

B-7





悲しい(1)

B-8












悲しい(2)




B-9

		
<b>マスク</b>	<b>ボード</b>	
<b>B-10</b>	<b>B-11</b>	




# デザインシート「胸像 バリエーション」

		
指差す(右)	指差す(左)	紹介する(右)
C-1	C-2	C-3
		
紹介する(左)	両手を広げる	紹介する(右・ウィンク)
C-4	C-5	C-6
		
指差す(右・ウィンク)	指差す(右・驚く)	「いいね！」のポーズ
C-7	C-8	C-9

		
手を合わせる	手を上に上げる	マスク
C-10	C-11	C-12
		
体温を測る	アルコール消毒	手洗い(正面)
C-13	C-14	C-15
		
手洗い(横)	うがい(がらがら)	うがい(ぶくぶく)
C-16	C-17	C-18

		
注射	ハミガキ(1)	ハミガキ(2)
C-19	C-20	C-21
		
水分補給	毒きのこ(1)	毒きのこ(2)
C-22	C-23	C-24
		
運動(1)	運動(2)	赤ちゃんあやす(1)
C-25	C-26	C-27



		
<p>赤ちゃんあやす(2)</p>	<p>赤ちゃんあやす(3)</p>	<p>唾液腺マッサージ</p>
<p>C-28</p>	<p>C-29</p>	<p>C-30</p>

## 4. 不適当な使用方法

- 以下のような使用はできませんので、ご注意ください。

### ① 形・色の変更・加工



【変形】



【色の変更】



【ふき出しをつける】

### ② 特定の商品を推奨する

千曲まんじゅう



おいしいよ

「あん姫」が特定の商品を薦める様な表現はできません。

③ 特定の企業を推奨する



「あん姫」が特定の企業や商品を指差したり持ったりすることはできません。

## 5.「あん姫」デザイン申請 Q&A

Q 「あん姫」を使った商品を作りたいのですが。

A ホームページから申請書、デザインシートをダウンロードした後、使用マニュアルに沿って必要書類(①申請書②使用申請の対象物の概要書③使用申請の対象物の見本④会社・団体概要書)の提出をお願いいたします。その後の流れは、書類の確認→修正、調整→許諾→商品の作成となります。

Q 申請を出してからどのくらいで許諾されるの？

A 受付後の審査に1週間程度時間がかかります。修正等がある場合は更に時間がかかることがあるので余裕を持って申請してください。

Q 商品に「あん姫」の写真は使えますか

A 原則として写真を商品に使用することはできません。

Q チームのユニフォームなどに「あん姫」を使いたい！

A チームのキャラクターと誤解されないよう、「千曲市キャラクター『あん姫』」の表記をしっかりと入れてください。通常の商品と同様の手続きをいただき、許諾された場合ご使用いただけます。

Q いくつかの種類「あん姫」を同じ商品に使いたい！申請は種類ごとに必要？

A 申請書は1枚で対応させていただきますが、状況によって異なりますのでご相談ください。

Q 商品の見本を提出するのが難しい。

A まずは使用申請の対象物の概要書でデザインの確認をさせていただきます。問題ない場合は使用を許諾し、許諾後に完成品をご提出いただきます。対象物の概要書と大きく異なる場合使用許諾を取り消す場合がございます。

Q 「あん姫」を使った商品の広告を出したい！勝手に出してもいいの??

A 申請書のご提出が必要です。

広告のデザインを確認させていただき、問題ない場合のみご使用いただけます。

Q ガイドブックや旅行パンフレットの制作を委託されている場合、「あん姫」の申請は制作会社名でよいのか。

A 委託元となる出版社、旅行事業者からの申請が必要となります。

Q 会社の資料に「あん姫」を使いたい。

A 会社のキャラクターと誤解されないよう、「千曲市キャラクター『あん姫』」の表記をしっかりと入れてください。また、使用する資料の確認も必要となります。

Q 商品名に「あん姫」と入れたいが可能か。

A 可能です。ただし、他の商品と判別できるように社名・団体名(ロゴでも可)を商品名の近くに入れてください。

Q 「あん姫おすすめ!!!」などの表現をしたい。

A 「あん姫」が特定の商品や企業・団体を薦めるような表現はできません。

また、イラストの近くにふきだしを入れることもできません。(「あん姫」が喋るかのような誤解を招くため。)

#### 問い合わせ先

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

千曲市 秘書広報課 広報広聴係

TEL:026-273-1111(内線 4202) FAX:026-273-1001

E-mail: koho@city.chikuma.lg.jp